

## 昭和三十九年運輸省令第二十一号

旅客自動車運送事業等報告規則

道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第二百二十六条第一項の規定に基づき、自動車運送事業等報告規則を次のように定める。

（趣旨）

第一条 旅客自動車運送事業者、家用有償旅客運送者その他自動車を所有し、若しくは使用する者又はこれらの者の組織する団体の事業又は自動車の所有若しくは使用に関する報告については、別に定めるものを除き、この省令の定めるところによる。

（事業報告書及び輸送実績報告書）

第二条 旅客自動車運送事業者は、次の表の第一欄に掲げる事業者の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる国土交通大臣又は当該事業者が経営する旅客自動車運送事業に係る路線若しくは営業区域が存する区域を管轄する地方運輸局長（以下「管轄地方運輸局長」という。）、運輸監理部長（以下「管轄運輸監理部長」という。）、若しくは運輸支局長（以下「管轄運輸支局長」という。）に、同表の第三欄に掲げる報告書を、同表の第四欄に掲げる時期にそれぞれ一通提出しなければならない。

一 路線定期運行又は路線不定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者

国土交通大臣及び管轄地方運輸局長

毎事業年度に係る事業報告書

毎事業年度の経過後百日以内

国土交通大臣

第二号様式第一表及び第二表による輸送実績報告書

毎年五月三十一日まで

管轄地方運輸局長及び管轄運輸監理部長又は管轄運輸支局長

第二号様式第一表及び第二表（その管轄区域に存する運行系統の部分に限る。）による輸送実績報告書

毎年五月三十一日まで

国土交通大臣及び管轄地方運輸局長

毎事業年度に係る事業報告書

毎事業年度の経過後百日以内

国土交通大臣

第二号様式第三表及び第四表による輸送実績報告書

毎年五月三十一日まで

管轄地方運輸局長及び管轄運輸監理部長又は管轄運輸支局長

第二号様式第三表及び第四表（その管轄区域に存する営業区域の部分に限る。）による輸送実績報告書

毎年五月三十一日まで

管轄地方運輸局長

毎事業年度に係る事業報告書

毎事業年度の経過後百日以内

管轄地方運輸局長及び管轄運輸監理部長又は管轄運輸支局長

第三号様式による輸送実績報告書

毎年五月三十一日まで

管轄地方運輸局長

毎事業年度に係る事業報告書

毎事業年度の経過後百日以内

管轄地方運輸局長及び管轄運輸監理部長又は管轄運輸支局長

第四号様式第一表による輸送実績報告書

毎年五月三十一日まで

管轄地方運輸局長

毎事業年度に係る事業報告書

毎事業年度の経過後百日以内

管轄地方運輸局長及び管轄運輸監理部長又は管轄運輸支局長

第四号様式第二表による輸送実績報告書

毎年五月三十一日まで

管轄地方運輸局長

毎事業年度に係る事業報告書

毎事業年度の経過後百日以内

管轄地方運輸局長及び管轄運輸監理部長又は管轄運輸支局長

第四号様式第三表による輸送実績報告書

毎年五月三十一日まで

管轄地方運輸局長

毎事業年度に係る事業報告書

毎事業年度の経過後百日以内

管轄地方運輸局長及び管轄運輸監理部長又は管轄運輸支局長

第四号様式第一表による輸送実績報告書

毎年五月三十一日まで

管轄地方運輸局長

毎事業年度に係る事業報告書

毎事業年度の経過後百日以内

管轄地方運輸局長及び管轄運輸監理部長又は管轄運輸支局長

第四号様式第二表による輸送実績報告書

毎年五月三十一日まで

管轄地方運輸局長

毎事業年度に係る事業報告書

毎事業年度の経過後百日以内

管轄地方運輸局長及び管轄運輸監理部長又は管轄運輸支局長

第四号様式第三表による輸送実績報告書

毎年五月三十一日まで

管轄地方運輸局長

毎事業年度に係る事業報告書

毎事業年度の経過後百日以内

管轄地方運輸局長及び管轄運輸監理部長又は管轄運輸支局長

第四号様式第一表による輸送実績報告書

毎年五月三十一日まで

管轄地方運輸局長

毎事業年度に係る事業報告書

毎事業年度の経過後百日以内

管轄地方運輸局長及び管轄運輸監理部長又は管轄運輸支局長

第四号様式第二表による輸送実績報告書

毎年五月三十一日まで

管轄地方運輸局長

毎事業年度に係る事業報告書

毎事業年度の経過後百日以内

管轄地方運輸局長及び管轄運輸監理部長又は管轄運輸支局長

第四号様式第三表による輸送実績報告書

毎年五月三十一日まで

管轄地方運輸局長

毎事業年度に係る事業報告書

毎事業年度の経過後百日以内

管轄地方運輸局長及び管轄運輸監理部長又は管轄運輸支局長

第五号様式による輸送実績報告書

毎年五月三十一日まで

- 一 事業概況報告書（第一号様式第一表）
- 二 損益計算書及び貸借対照表
- 三 次に掲げる財務計算に関する明細表

2 前項の事業報告書は、次に掲げるとおりとする。ただし、個人タクシー事業者にあつては第三号ロに掲げるものを除き、一般貸切旅客自動車運送事業者にあつては同号ハに掲げるものを除くものとする。

イ 一般旅客自動車運送事業損益明細表（第一号様式第二表）  
 ロ 一般旅客自動車運送事業人件費明細表（第一号様式第三表）  
 ハ 固定資産明細表（第一号様式第四表）

3 第一項の輸送実績報告書は、前年四月一日から三月三十一日までの期間に係るものとする。

4 路線定期運行又は路線不定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者は、管轄地方運輸局長及び管轄運輸監理部長又は管轄運輸支局長に第一項の輸送実績報告書を提出するときは、運行系統図（運行系統の番号、起点、終点及び主な経過地を明示し、かつ、運行系統を色分けして記載したもの）を添付しなければならない。ただし、前年四月一日から三月三十一日までの間に運行系統の新設、変更又は廃止を行わなかったときは、この限りでない。

（家用有償旅客運送の輸送実績報告書）

第二条の二 家用有償旅客運送者は、家用有償旅客運送に係る路線又は運送の区域が存する区域を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長（当該区域が主として指定都道府県等（道路運送法施行令（昭和二十六年政令第二百五十号）第四条第一項の指定都道府県等をいう。以下同じ。）の区域内にある場合にあつては、当該指定都道府県等の長）に、家用有償旅客運送の種別ごとに第六号様式による輸送実績報告書を、毎年五月三十一日までに一通提出しなければならない。

2 前項の輸送実績報告書は、前年四月一日から三月三十一日までの期間に係るものとする。

（臨時の報告）

第三条 旅客自動車運送事業者その他自動車を所有し、若しくは使用する者又はこれらの者の組織する団体は、前二条に定める報告書のほか、国土交通大臣、地方運輸局長、運輸監理部長又は運輸支局長（主として指定都道府県等の区域内において家用有償旅客運送を行う者の場合にあつては、当該指定都道府県等の長。以下この条において同じ。）から、その事業又は自動車の所有若しくは使用に関し、報告を求められたときは、報告書の提出その他の方法により報告をしなければならない。

2 国土交通大臣、地方運輸局長、運輸監理部長又は運輸支局長は、前項の報告を求めるときは、報告の方法及び期限その他必要な事項を明示するものとする。

（報告書の経由）

第四条 この省令の規定により国土交通大臣又は地方運輸局長に報告書を提出するときは、その住所の所在地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長を経由しなければならない。

附則 抄

1 この省令は、昭和三十九年四月一日から施行する。

附則（昭和三十九年二月一九日運輸省令第七九号）抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四〇年三月三十一日運輸省令第八号）

1 この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四二年八月一日運輸省令第六〇号）抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四三年三月二五日運輸省令第五号）

1 この省令は、昭和四十三年四月一日から施行し、改正後の第二号様式から第十号様式までの様式は、提出すべき期限がこの省令の施行の日以降である報告書について適用する。

附則（昭和四六年一月二一日運輸省令第二号）抄

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四六年五月二七日運輸省令第二七号）

1 この省令は、公布の日から施行し、昭和四十六年四月一日以後に開始する事業年度に係る財務諸表及び営業概況報告書について適用する。

附則（昭和四六年十一月二七日運輸省令第六四号）抄

1 この省令は、昭和四十六年十二月一日から施行する。

附則（昭和四八年三月二六日運輸省令第八号）抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四九年三月三〇日運輸省令第一〇号）抄

1 この省令は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の一般自動車運送事業会計規則は昭和四十八年四月一日以降に開始する事業年度に係る財務諸表について適用し、第二条の規定による改正後の自動車運送事業等報告規則は提出すべき期限が昭和四十九年四月一日以降である報告書について適用する。

附則（昭和五〇年二月一九日運輸省令第一号）抄

1 この省令は、公布の日から施行し、昭和四十九年十月一日から適用する。

附則（昭和五三年一〇月三十一日運輸省令第五四号）抄

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和五七年三月二四日運輸省令第四号）抄

(施行期日)  
1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第十一条の規定中道路運送法施行規則第十四条の改正規定（同条第一項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に一号を加える部分に限る。）、第十二条及び第十三条の規定は、昭和五十七年五月一日から施行する。

附 則 (昭和五十九年六月二二日運輸省令第一八号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、昭和五十九年七月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる行政庁が法律若しくはこれに基づく命令の規定によりした許可、認可その他の処分又は契約その他の行為（以下「処分等」という。）は、同表の下欄に掲げるそれぞれの行政庁がした処分等とみなし、この省令の施行前に同表の上欄に掲げる行政庁に対してした申請、届出その他の行為（以下「申請等」という。）は、同表の下欄に掲げるそれぞれの行政庁に対してした申請等とみなす。

北海道運輸局長	北海道運輸局長
東北海運局長（山形県又は秋田県の区域に係る処分等又は申請等に係る場合を除く。）	東北運輸局長
東北海運局長（山形県又は秋田県の区域に係る処分等又は申請等に係る場合に限る。）及び新潟海運監理部長	新潟運輸局長
関東海運局長	関東運輸局長
東海海運局長	中部運輸局長
近畿海運局長	近畿運輸局長
中国海運局長	中国運輸局長
四国海運局長	四国運輸局長
九州海運局長	九州運輸局長
神戸海運局長	神戸海運監理部長
札幌陸運局長	北海道運輸局長
仙台陸運局長	東北運輸局長
新潟陸運局長	新潟運輸局長
東京陸運局長	関東運輸局長
名古屋陸運局長	中部運輸局長
大阪陸運局長	近畿運輸局長
広島陸運局長	中国運輸局長
高松陸運局長	四国運輸局長
福岡陸運局長	九州運輸局長

附 則 (昭和六〇年二月五日運輸省令第五号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、道路運送法等の一部を改正する法律の施行の日（昭和六十年四月一日）から施行する。

附 則 (昭和六〇年四月二五日運輸省令第一八号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(適用)

2 第八条の規定による改正後の自動車運送事業等報告規則第二条第四項、第十条の規定による改正後の通運事業報告規則第二条第二項及び第六条第二項並びに第十四条の規定による改正後の港湾運送事業報告規則第二条第二項の規定は、昭和六十年四月一日以後に開始する事業年度に係る財務諸表について適用する。

附 則 (昭和六〇年六月二五日運輸省令第二二号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六〇年一二月二四日運輸省令第四〇号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六二年三月二六日運輸省令第二七号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年三月一七日運輸省令第六号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二年一月二十九日運輸省令第三一号)

(施行期日)

1 この省令は、貨物運送取扱事業法及び貨物自動車運送事業法の施行の日(平成二年十二月一日)から施行する。

(一般貨物自動車運送事業者等の提出する報告書に関する経過措置)

2 この省令の施行の際現に貨物自動車運送事業法附則第十四条の規定による改正前の道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)第三条第二項第四号及び第五号並びに第三項第二号に規定する事業について同法第四条第一項の免許又は同法第四十五条第一項の許可を受けている者の平成二年十一月三十日以前に開始する事業年度に係る第十条の規定による改正前の自動車運送事業者等報告規則第二条第一項に規定する営業報告書及び平成二年度の輸送の実績に係る同令第三条第一項に規定する輸送実績報告書の提出については、なお従前の例による。

附 則 (平成六年三月二十九日運輸省令第一〇号) 抄

この省令は、平成六年四月一日から施行する。

附 則 (平成六年三月三〇日運輸省令第一二号) 抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成八年二月二七日運輸省令第一〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(旅客自動車運送事業者等報告規則の一部改正に伴う経過措置)

第四条 平成七年四月一日から平成八年三月三十一日までの一年間に係る輸送実績報告書の様式については、なお従前の例によることができる。

附 則 (平成九年七月九日運輸省令第四七号)

この省令は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外制度の整理等に関する法律の施行の日(平成九年七月二十日)から施行する。

附 則 (平成九年二月一五日運輸省令第八一号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、平成十年一月一日から施行する。

附 則 (平成一一年二月二〇日運輸省令第五一号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、道路運送法の一部を改正する法律(平成十一年法律第四十八号。以下「改正法」という。)の施行の日(平成十二年二月一日)から施行する。

(旅客自動車運送事業者等報告規則の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この省令の施行前に開始する事業年度に係る第六条の規定による改正前の旅客自動車運送事業者等報告規則第二条第一項に規定する営業報告書及び平成十一年四月一日から平成十二年三月三十一日までの一年間に係る同項に規定する輸送実績報告書の提出については、なお従前の例によることのできる。

附 則 (平成一二年三月二四日運輸省令第一一号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

(証票等に関する経過措置)

第三条 この省令の施行前に交付した改正前のそれぞれの省令の規定による証票、身分証明書及び職員証は、改正後のそれぞれの省令の規定による証票、身分証明書及び職員証とみなす。

附 則 (平成一二年一月二九日運輸省令第三九号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 (平成一三年七月二一日国土交通省令第一〇五号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、道路運送法及びタクシー業務適正化臨時措置法の一部を改正する法律の施行の日(平成十四年二月一日)から施行する。

(旅客自動車運送事業者等報告規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この省令の施行前に開始する事業年度に係る第九条の規定による改正前の旅客自動車運送事業者等報告規則第二条第一項に規定する営業報告書及び平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日までの一年間に係る同項に規定する輸送実績報告書の提出については、なお従前の例によることのできる。

附 則 (平成一四年六月二八日国土交通省令第七九号)

(施行期日)  
第一条 この省令は、平成十四年七月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式又は書式による申請書、証明書その他の文書は、この省令による改正後のそれぞれの様式又は書式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附 則 (平成十五年五月十三日国土交通省令第六五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一八年四月二八日国土交通省令第五八号)

(施行期日)

第一条 この省令は、会社法の施行の日(平成十八年五月一日)から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式又は書式による申請書その他の文書は、この省令による改正後のそれぞれの様式又は書式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

第三条 この省令の施行前にしたこの省令による改正前の省令の規定による処分、手続、その他の行為は、この省令による改正後の省令(以下「新令」という。)の規定の適用については、新令の相当規定によってしたものとみなす。

附 則 (平成一八年九月七日国土交通省令第八六号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、道路運送法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十八年十月一日)から施行する。

附 則 (平成二〇年六月二日国土交通省令第三九号)

この省令は、平成二十年七月一日から施行する。

附 則 (平成二六年一月二四日国土交通省令第七号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

(旅客自動車運送事業等報告規則の一部改正に伴う経過措置)

3 平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの一年間に係るこの省令による改正前の旅客自動車運送事業等報告規則第二条第一項に規定する輸送実績報告書の提出については、なお従前の例による。

附 則 (平成二七年一月三〇日国土交通省令第六号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日(平成二十七年四月一日)から施行する。

(旅客自動車運送事業等報告規則の一部改正に伴う経過措置)

第三条 平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの一年間に係るこの省令による改正前の旅客自動車運送事業等報告規則第二条の二第一項に規定する輸送実績報告書の提出については、なお従前の例による。

附 則 (平成二七年三月三一日国土交通省令第二一号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

(旅客自動車運送事業等報告規則の一部改正に伴う経過措置)

第四条 平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの一年間に係る輸送実績報告書の様式については、なお従前の例によることができる。

附 則 (平成二七年四月二八日国土交通省令第三八号)

この省令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十七年五月一日)から施行する。

附 則 (平成二八年一月一五日国土交通省令第七八号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十八年十二月一日から施行する。

附 則 (令和元年六月一四日国土交通省令第一二号)

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

附 則 (令和元年六月二八日国土交通省令第二〇号)

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

附 則 (令和二年一月二七日国土交通省令第九三号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年十一月二十七日）から施行する。

第1号様式(第2条関係)(日本産業規格A列4番)第1表

## 事業概況報告書

( 年 月 日 から 年 月 日まで)

あて

住 所  
事 業 者 名  
代 表 者 名 (役職名及び氏名)

## 経営形態及び資本金

経営形態 (該当事項を○で囲むこと)	資本金(基金)の額	発行済株式数
株式会社 合名会社 合資会社 合同会社 組合 個人 地方公共団体 その他	千円	株

主な株主(所有株式数の多い順に5名を記載すること。)

株 主 数	発行済株式総数に対する割合(%)

## 役員

	役 職 名	氏 名	常勤非常勤の別
取締役(理事)等			
合 計 参 与			
監査役(監事)等			

## 経営している事業

事業の名称	従業員数(人)	営業収入(売上高)構成比率(%)
計		100%

## 記載要領

- 従業員数は、給料支払いの対象となった月別支給人員(日雇労務者にあつては、25人日を1日として換算)の当該事業年度における合計人員を当該事業年度の月数で除した人数とすること。
- 会社法(平成十七年法律第八十六号)第二条第十二号に規定する委員会設置会社にあつては、「監査役」を「執行役」とすること。

第1号様式(第2条関係)(日本産業規格A列4番)第2表

種別 乗合 貸切 乗用

事業者番号

一般旅客自動車運送事業損益明細表  
 年 月 日から 年 月 日まで

住 所  
 事 業 者 名

(単位:千円)

営業収益	運 送 入	旅 客 運 賃		
		そ の 他		
		計		
営業収益	運 送 雑 収	運 送 雑 収		
		合 計		
		合 計		
営業費用	運 送 費	人 件 費		
		燃料油脂費	ガソリン費	
			軽油費	
			LPガス費	
			そ の 他	
		計		
		修繕費	事業用自動車	
			そ の 他	
		計		
		減価償却費	事業用自動車	
			そ の 他	
		計		
		保 険 料		
		施設使用料		
		自動車リース料		
施設賦課税				
事故賠償費				
道路使用料				
手数料等				
そ の 他				
計				
一般管理費	一 般 管 理 費	人 件 費		
		そ の 他		
		計		
合 計				
営 業 損 益				
営業外収益	金 融 収 益			
	そ の 他			
	合 計			
営業外費用	金 融 費 用			
	そ の 他			
	合 計			
営 業 外 損 益				
経 常 損 益				

備考 1 事業の種別ごとに別業とし、種別の欄には、該当する事項を○で囲むこと。  
 2 手数料等の欄には、一般貸切旅客自動車運送事業者に限り記入すること。

第1号様式(第2条関係)(日本産業規格A列4番)第3表

種別 乗合 貸切 乗用

事業者番号

一般旅客自動車運送事業人件費明細表  
年 月 日から 年 月 日まで住 所  
事 業 者 名

(単位:千円)

区 分	運 送 費			一般管理費	合 計
	運 転 者	そ の 他	計		
役 員 報 酬					
給 料 ・ 手 当					
賞 与					
(小 計)					
(支払延人員)(人月)					
退 職 金					
法 定 福 利 費					
構 成 福 利 費					
臨 時 雇 賃 金					
(雇用延人員)(人日)					
そ の 他 の 人 件 費					
合 計					

- 備考 1 事業の種類ごとに別業とし、種別の欄には、該当する事項を○で囲むこと。  
 2 (支払延人員)欄には、給料支払の対象となった月別人員の当該年度における合計人員(人日)を記載すること。  
 3 (雇用延人員)欄には、臨時雇賃金支払の対象となった日ごとの人員の当該事業年度における合計人員(人日)を記載すること。  
 4 運送費に係るその他の項については、車掌、事務員の給料・手当等について記載すること。

第1号様式(第2条関係)(日本産業規格A列4番)第4表

種別 乗合 乗用

事業者番号

一般旅客自動車運送事業固定資産明細表  
年 月 日 現在

資 産 の 種 類		乗合／乗用 旅客自動車運送事業	その他事業	
有 形 固 定 資 産	車 両	事業用自動車		
		その他車両		
		計		
	建 物			
	構 築 物			
	機 械 装 置			
	工 具 器 具 備 品			
	土 地			
	建 設 仮 勘 定			
	そ の 他			
	合 計			
無 形 固 定 資 産				
投 資 等				
固 定 資 産 合 計				

- 備考 1 事業の種類ごとに別葉とし、種別の欄には、該当する事項を○で囲むこと。  
2 「乗合／乗用 旅客自動車運送事業」の欄は、該当事項を○で囲むこと。  
3 固定資産の価額は、期末残高で記入すること。

第2号様式(第2条関係)(日本産業規格A列4番)第1表

事業者番号	乗合
-------	----

〇〇運輸監理部又は〇〇運輸支局

路線定期運行・路線不定期運行 の別(該当事項を○で囲むこと)	路線定期運行 路線不定期運行
-----------------------------------	-------------------

一般乗合旅客自動車運送事業輸送実績報告書( 年度)

あて

住所  
事業者名  
代表者名(役職名及び氏名)  
電話番号

事業概況( 年3月31日現在)

事業用自動車数(両)	
従業員数	( )
路線(キロメートル)	
うち休止路線(キロメートル)	
うち競合路線(キロメートル)	
運行系統数(系統)	
競合している事業者名	

輸送実績(前年4月1日から本年3月31日まで)

	管轄区域内	全 国
事業用自動車		
延実在車両数(日車)		
延実働車両数(日車)		
走行キロ(キロメートル)		
うち実車キロ(キロメートル)		
輸送人員(人)		
うち定期(人)		
営業収入(千円)		
うち旅客運賃収入(千円)		

事故件数(前年4月1日から本年3月31日まで)

	管轄区域内	全 国
交通事故件数		
重大事故件数		
死者数		
負傷者数		



第2号様式(第2条関係)(日本産業規格A列4番)第3表

〇〇運輸監理部又は〇〇運輸支局

事業者番号

区乗

一般乗合旅客自動車運送事業(区域運行)輸送実績報告書( 年度)

あて

住所  
事業者名  
代表者名(役職名及び氏名)  
電話番号

事業概況( 年3月31日現在)

	管轄区域内		全 国
事業用自動車数(両)			
従業員数	( )	( )	( )

輸送実績(前年4月1日から本年3月31日まで)

	管轄区域内		全 国
事業用自動車			
延実在車両数(日車)			
延実働車両数(日車)			
走行キロ(キロメートル)			
うち実車キロ(キロメートル)			
運送回数(回)			
輸送人員(人)			
うち定期(人)			
営業収入(千円)			
うち旅客運賃収入(千円)			

事故件数(前年4月1日から本年3月31日まで)

	管轄区域内		全 国
交通事故件数			
重大事故件数			
死者数			
負傷者数			

- 備考 1 管轄区域内の欄については、運輸監理部又は運輸支局の管轄区域ごとに当該運輸監理部又は運輸支局の管轄区域内の当該事業について、許可(認可)を受けた営業区域別に記載すること。また輸送実績及び事故件数については、当該営業区域にあるすべての営業所に配置されている事業用自動車について記載すること。
- 2 全国の欄にあつては、許可(認可)を受けた全ての営業区域における当該事業について記載すること。
- 3 従業員数は、兼営事業がある場合は主として当該事業に従事している人数及び共通部門に従事している従業員については当該事業分として適正な基準により配分した人数とする。
- 4 従業員数の欄の( )には、運転者数を記載すること。
- 5 交通事故とは、道路交通法(昭和23年法律第105号)第72条第1項の交通事故をいう。
- 6 重大事故とは、自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)第2条の事故をいう。

第2号様式(第2条関係)(日本産業規格A列4番)第4表

事業者番号	区乗
-------	----

営業区域別輸送実績報告書(年度)

あて

事業者名

営業区域	年間輸送実績(前年4月1日から本年3月31日まで)								備考
	走行キロ (キロメートル)	輸送人員		1人平均乗車 キロ(キロメートル)	輸送人 キロ(人 キロ)	平均乗車 密度 (人)	運送収 入(千 円)	走行キロ1キ ロメートル当 たり運送収入 (円)	
		計 (人)	うち定期 (人)						
計	0.0	0	0	0.0	0	0	0	0	

記載要領

- 1 この報告書は、毎年3月31日において存する営業区域について記載すること。
- 2 1人平均乗車キロは、運行系統ごとの実態調査に基づいて記載すること。ただし、実態調査を行わない場合は推計により記載すること。
- 3 輸送人キロ及び平均乗車密度は次の算式により算出すること。
  - (1) 輸送人キロ = 輸送人員 × 1人平均乗車キロ
  - (2) 平均乗車密度 =  $\frac{\text{輸送人キロ}}{\text{走行キロ}} \times 100$
- 4 備考欄については、次の事項について記載すること。
  - (1) 当該年度の途中において新設した営業区域にあっては、「年 月 日から運行開始」
  - (2) 当該年度において、1月以上の期間継続して運行しなかった営業区域にあっては、「年 月 日から 年 月 日まで休止」
  - (3) 運行期間又は運行期日を定めて運行した営業区域にあってはその内容

第3号様式(第2条関係)(日本産業規格A列4番)

事業者番号  貸切

〇〇運輸監理部又は〇〇運輸支局

一般貸切旅客自動車運送事業輸送実績報告書( 年度)

あて

住所  
事業者名  
代表者名(役職名及び氏名)  
電話番号

事業概況( 年3月31日現在)

事業用自動車数(両)	
従業員数	( )

輸送実績(前年4月1日から本年3月31日まで)

	管轄区域内	全 国
事業用自動車		
延実在車両数(日車)		
延実働車両数(日車)		
走行キロ(キロメートル)		
うち実車キロ(キロメートル)		
輸送人員(人)		
運行回数(回)		
うち旅行業者扱い(回)		
1 企画旅行(2に該当しないもの)(回)		
2 企画旅行(専ら都市間の移動を目的とするもの)(回)		
3 その他(回)		
営業収入(千円)		

事故件数(前年4月1日から本年3月31日まで)

	管轄区域内	全 国
交通事故件数		
重大事故件数		
死者数		
負傷者数		

- 備考 1 事業用自動車数及び従業員数については、許可(認可)を受けたすべての営業区域における当該事業について記載すること。
- 2 従業員数は、兼営事業がある場合は主として当該事業に従事している人数及び共通部門に従事している従業員については当該事業分として適正な基準により配分した人数とする。
- 3 従業員数の欄の( )には、運転者数を記載すること。
- 4 管轄区域内の欄については、運輸監理部又は運輸支局の管轄区域ごとに当該運輸監理部又は運輸支局の管轄区域内のすべての営業所に配置されている事業用自動車の輸送実績及び事故件数について
- 5 全国の欄については、許可(認可)を受けたすべての営業区域における当該事業について記載すること。
- 6 企画旅行とは、旅行業法(昭和27年法律第239号)第4条第1項第4号の企画旅行をいう。
- 7 交通事故とは、道路交通法(昭和23年法律第105号)第72条第1項の交通事故をいう。
- 8 重大事故とは、自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)第2条の事故をいう。

第4号様式(第2条関係)(日本産業規格A列4番)第1表

〇〇運輸監理部又は〇〇運輸支局

事業者番号

乗用

区分

一般乗用旅客自動車運送事業輸送実績報告書( 年度)

あて

住所  
事業者名  
代表者名(役職名及び氏名)  
電話番号

事業概況( 年3月31日現在)

	管轄区域内		全 国
事業用自動車数(両)			
従業員数	( )	( )	( )

輸送実績(前年4月1日から本年3月31日まで)

		管轄区域内		全 国
事業用 自動車	延実在車両数(日車)			
	延実働車両数(日車)			
	実働率(%)			
走行キロ(キロメートル)	うち実車キロ(キロメートル)			
	実車率(%)			
運送回数(回)				
輸送人員(人)				
営業収入(千円)				
	実働率1日1車あたり営業収入(円)			

事故件数(前年4月1日から本年3月31日まで)

		管轄区域内		全 国
交通事故件数				
重大事故件数				
死者数				
負傷者数				

備考 1 この報告書は、地方運輸局長の指定する地域にあっては、国土交通大臣が定める区分ごとに別業としてすること。

2 管轄区域内の欄については、運輸監理部又は運輸支局の管轄区域ごとに当該運輸監理部又は運輸支局の管轄区域内の当該事業について、許可(認可)を受けた営業区域別に記載すること。また輸送実績及び事故件数については、当該営業区域にあるすべての営業所に配置されている事業用自動車について記載すること。

3 全国の欄にあっては、許可(認可)を受けた全ての営業区域における当該事業について記載すること。

4 従業員数は、兼営事業がある場合は主として当該事業に従事している人数及び共通部門に従事している従業員については当該事業分として適正な基準により配分した人数とする。

5 従業員数の欄の( )には、運転者数を記載すること。

6 交通事故とは、道路交通法(昭和23年法律第105号)第72条第1項の交通事故をいう。

7 重大事故とは、自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)第2条の事故をいう。

8 実働率、実車率及び実働率1日1車あたり営業収入は、次の算式により算出する。

$$(1) \text{ 実働率} = \frac{\text{延実働車両数}}{\text{延実在車両数}} \times 100$$

$$(2) \text{ 実車率} = \frac{\text{実車キロ}}{\text{走行キロ}} \times 100$$

$$(3) \text{ 実働率1日1車あたり営業収入} = \frac{\text{営業収入}}{\text{延実働車両数}}$$

第4号様式(第2条関係)(日本産業規格A列4番)第2表

事業者番号  個人 〇〇運輸監理部又は〇〇運輸支局

一般乗用旅客自動車運送事業(個人タクシー)輸送実績報告書( 年度)

あて

住所  
事業者名  
電話番号

事業概況( 年3月31日現在)

 営業区域 

輸送実績(前年4月1日から本年3月31日まで)

実働日数	
走行キロ(キロメートル)	
うち実車キロ(キロメートル)	
実車率(%)	
運行回数(回)	
営業収入(千円)	
実働率1日1車あたり営業収入(円)	

事故件数(前年4月1日から本年3月31日まで)

交通事故件数	
重大事故件数	
死者数	
負傷者数	

- 備考 1 交通事故とは、道路交通法(昭和23年法律第105号)第72条第1項の交通事故をいう。  
2 重大事故とは、自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)第2条の事故をいう。  
3 実車率、実働率1日1車あたり営業収入は、次の算式により算出する。

$$(1) \text{ 実車率} = \frac{\text{実車キロ}}{\text{走行キロ}} \times 100$$

$$(2) \text{ 実働率1日1車あたり営業収入} = \frac{\text{営業収入}}{\text{実働日数}}$$

第4号様式（第2条関係）（日本産業規格A列4番）第3表

事業者番号		限定
-------	--	----

〇〇運輸監理部又は〇〇運輸支局
-----------------

## 一般乗用旅客自動車運送事業(限定)輸送実績報告書( 年度)

宛て

住 所

事業者名

代表者名(役職名及び氏名)

電話番号

事業概況( 年3月31日現在)

	管 轄 区 域 内	全 国
資本金(資金)の額(千円)		
兼営事業		
事業用自動車数(両)		
従業員数	( )	( )

輸送実績(前年4月1日から本年3月31日まで)

	管 轄 区 域 内	全 国
走行キロ(キロメートル)		
運送回数(回)		
輸送人員(人)		
営業収入(千円)		

事故件数(前年4月1日から本年3月31日まで)

	管 轄 区 域 内	全 国
交通事故件数		
重大事故件数		
死者数		
負傷者数		

備 考

- 1 兼営事業については、主な兼営事業の名称を記載すること。
- 2 従業員数は、兼営事業がある場合は主として当該事業に従事している人数及び共通部門に従事している従業員については当該事業分として適正な基準により配分した人数とする。
- 3 従業員数の欄の( )には、運転者数を記載すること。
- 4 交通事故とは、道路交通法(昭和35年法律第105号)第72条第1項の交通事故をいう。
- 5 重大事故とは、自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)第2条の事故をいう。

第5号様式(第2条関係)(日本産業規格A列4番)

事業者番号

特定

〇〇運輸監理部又は〇〇運輸支局

特定旅客自動車運送事業輸送実績報告書( 年度)

あて

住所  
事業者名  
代表者名(役職名及び氏名)  
電話番号

事業概況( 年3月31日現在)

資本金(基金)の額(千円)	
兼営事業	
事業用自動車数(両)	
路線(キロメートル)	
営業区域	
運送の需要者名及び旅客の範囲	

輸送実績(前年4月1日から本年3月31日まで)

走行キロ(キロメートル)	
輸送人員(人)	
営業収入(千円)	

事故件数(前年4月1日から本年3月31日まで)

交通事故件数	
重大事故件数	
死者数	
負傷者数	

- 備考 1 兼営事業については、主な兼営事業の名称を記載すること。  
2 交通事故とは、道路交通法(昭和23年法律第105号)第72条第1項の交通事故をいう。  
3 重大事故とは、自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)第2条の事故をいう。

## 第6号様式(第2条の2関係)(日本産業規格A列4番)

種別 交通空白地 福祉

## 自家用有償旅客運送輸送実績報告書( 年度)

宛て

住 所  
運送者名  
代表者名(役職名及び氏名)  
電話番号

概況( 年3月31日現在)

	管轄区域内又は 指定都道府県等の区域内		全国
自家用有償旅客運送自動車数	寝台車(両)	( )	( )
	車いす車(両)	( )	( )
	兼用車(両)	( )	( )
	回転シート車(両)	( )	( )
	セダン等(両)	( )	( )
	バス(両)		
	計(両)	( )	( )
路線(キロメートル)又は運送の区域			
運送する旅客の範囲及び数			

輸送実績(前年4月1日から本年3月31日まで)

	管轄区域内又は 指定都道府県等の区域内		全国
走行キロ(キロメートル)			
輸送人員(人)又は運送回数(回)			
運送収入(千円)			

事故件数(前年4月1日から本年3月31日まで)

	管轄区域内又は 指定都道府県等の区域内		全国
交通事故件数			
重大事故件数			
死者数			
負傷者数			

備考

- 種別の欄には、該当する事項を○で囲むこと。
- 管轄区域内又は指定都道府県等の区域内の欄については、運輸監理部若しくは運輸支局の管轄区域ごと又は指定都道府県等の区域ごとに、当該運輸監理部若しくは運輸支局の管轄区域内又は当該指定都道府県等の区域内の交通空白地有償運送又は福祉有償運送について、登録を受けた運送の事務所に配置されている自家用有償旅客運送自動車について記載すること。
- 全国の欄にあつては登録を受けた全ての運送の区域における交通空白地有償運送又は福祉有償運送について記載すること。
- 自家用有償旅客運送自動車数の欄の( )には、軽自動車数を記載すること。
- 運送する旅客の範囲及び数については、福祉有償運送に係る道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第49条第2号イからトまでに掲げる区分ごとの人数を記載すること。
- 輸送人員又は運送回数については、路線を定めて行う場合にあつては輸送人員を、運送の区域を定めて行う場合にあつては運送回数を記載すること。
- 交通事故とは、道路交通法(昭和35年法律第105号)第72条第1項の交通事故をいう。
- 重大事故とは、自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)第2条の事故をいう。